

長崎県の最低賃金

長崎県
最低賃金

1時間

1,031円

効力発生日 令和7年12月1日

長崎県内の事業場で働くすべての労働者(パート、アルバイト等を含む)とその使用者に適用されます。

※令和7年11月30日までは
953円が適用されます。

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



特定
最低
賃
金

はん用機械器具、生産用機械器具製造業

電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業

船舶製造・修理業、舶用機関製造業

左記の業種については、改正が
ありませんでした。このため、
令和7年12月1日以降は
長崎県最低賃金1,031円が
適用されます。

※ 最低賃金には次の手当は算入されません。
精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金



最低賃金に関するお問い合わせは

厚生労働省長崎労働局労働基準部賃金室

☎ 095-801-0033

または最寄りの労働基準監督署へ

最低賃金に関する
特設サイト



賃金引き上げ¹の支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

令和7年度の業務改善助成金の交付申請（第2期）については、長崎労働局での受付は終了しました。

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。

中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象です。

news 令和7年9月から制度を拡充！

- ・対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- ・最低賃金改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ+設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額 (1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

（※）括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

働き方改革推進支援助成金

令和7年度の働き方改革推進支援助成金の受付は終了いたしました。

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額
	基本部分 賃上げ 加算
業種別課題対応コース（※1）	25～ 550万円
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～ 200万円 (※2)
勤務間インターバル導入コース	50～ 120万円

活用のポイント 労働時間削減等の取組

（賃上げ）+設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

（※1）建設業の場合

（※2）労働者数30人以下の場合は倍額を加算

（※3）別途団体向けのコースあり（助成上限額1,000万円）

支援策の詳細はHPをチェック

